

石川県有施設への広告掲載に係る仕様書

番号	施設名	掲載箇所
5	兼六駐車場	1階 エレベーターホール
		2階 駐車場内上りスロープ入口横
		2階 駐車場内下りスロープ出口正面

【共通事項】

- ・ 広告物の掲載及び撤去に係る費用は、広告取扱事業者の負担とする。

5 「兼六駐車場」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

施設の名称	兼六駐車場
所在地	金沢市小将町1番53号
開館日、時間	年中無休（普通車）24時間（観光バス）7:00～22:00※令和5年春～
年間利用台数 ※普通車のみ	（R3実績）62,011台（R4.4.1～R4.9.31実績）68,724台 ※建替工事に伴い、令和4年3月に普通車駐車台数変更（270台→480台）
主な利用者	駐車場利用者
備考	駐車台数（普通車）2～5階 480台（観光バス）1階 40台 1階観光バス駐車場は令和5年春完成予定

2 募集広告枠（別紙参照）

掲載期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日
広告掲載箇所	屋内・壁面貼
掲載可能スペース	① 1階エレベーターホール 1箇所 縦110cm×横80cm以内 ② 2階駐車場内 2階から3階への上りスロープ入口横 2箇所 各縦180cm×横180cm以内 ③ 2階駐車場内 3階から2階への下りスロープ出口正面 2箇所 各縦180cm×横180cm以内

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	1. 広告物の材質は限定しないが、壁面を損傷することなく、1階エレベーターホールについては接着による掲示を予定しており、2階駐車場内については掲示板の設置等を予定しており、 <u>設置方法（壁面にアンカーボルトを使用する場合等）については、事前に県と調整することとし、掲出に係る費用は広告掲載者の負担とする。</u> 2. <u>広告物が駐車場内案内サインの認識を阻害しないよう配慮するとともに、車のライト、太陽光及び照明に反射するものを使用しないこと。</u> 3. <u>広告物の設置は、事前に施設と連絡を十分にとり、施設利用の妨げとならないように行うこと。</u> 2. 広告掲出期間終了時には広告掲載者により撤去するものとし、原状復旧に費用を要する場合は広告掲載者の負担とする。
契約後の日程	1. <u>広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告する。</u> 2. <u>掲載開始日から起算して10日前までに、広告原稿をEメールにて県に提出する。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行う。</u>
その他	<u>屋外広告物に該当しません。</u>

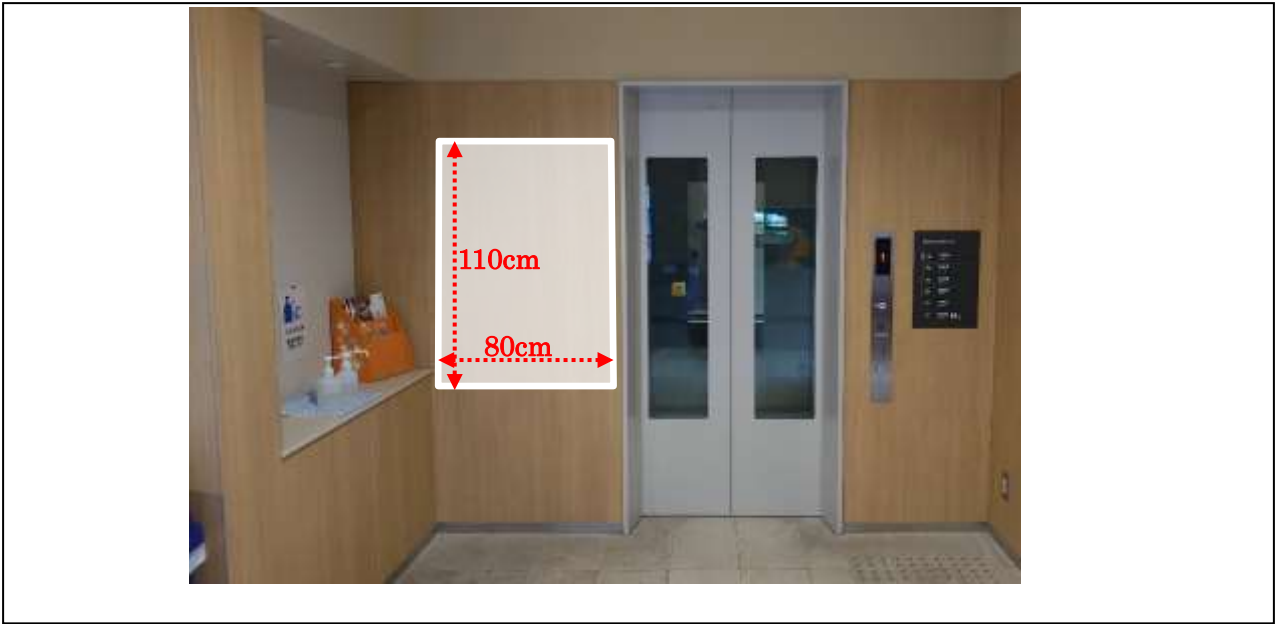
◆ 連絡先

所属 石川県 総務部 管財課 資産活用室
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎6階
 連絡先 電話番号 076-225-1266 / FAX 076-225-1264
 電子メール e110900a@pref.ishikawa.lg.jp

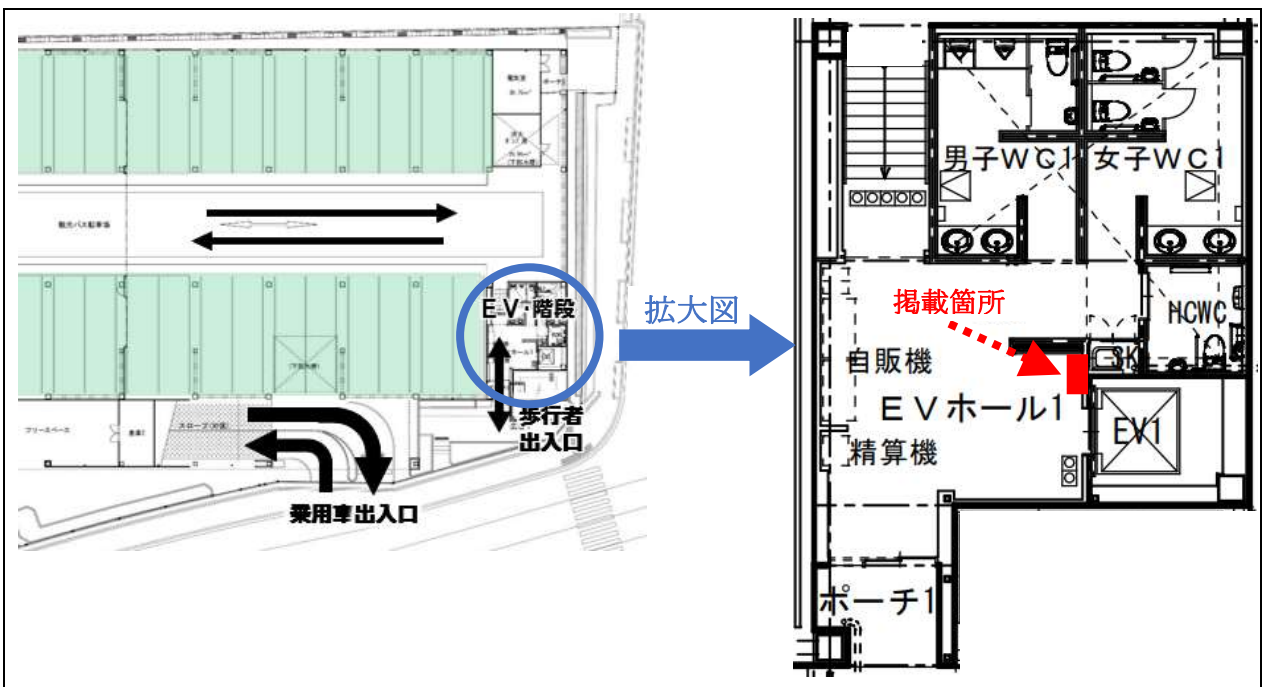
「兼六駐車場」への広告掲載箇所

① 1階 エレベーターホール

1 広告掲載箇所の写真

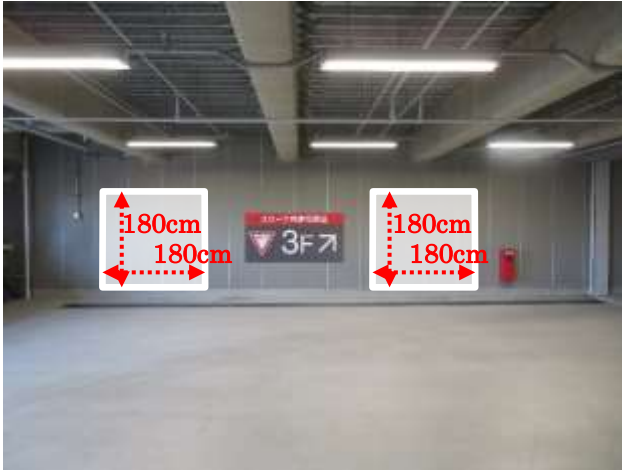


2 広告掲載箇所の平面図（完成図）



②③ 2階 駐車場内

1 広告掲載箇所の写真



② 2階から3階への上りスロープ入口横



③ 3階から2階への下りスロープ出口正面

2 広告掲載箇所の平面図 (完成図)

